能勢町森林整備実施計画

令和８年５月

能 勢 町

目　次

はじめに

第１章　計画の趣旨等
１．策定の趣旨 ---------- 1
２．町の他計画との関係性 ---------- 1
３．計画期間と対象とする森林 ---------- 2

第２章　現状
１．能勢町の森林・林業の現状 ---------- 3
２．能勢町の生物多様性の現状 ---------- 7

第３章　課題
１．森林・林業の課題 ---------- 8
２．生物多様性をめぐる課題 ---------- 8

第４章　森林整備の基本方針等
１．目標とする森林（目標林型の設定等） ---------- 10
２．森林整備の基本方針 ---------- 11

第５章　森林整備の取組み
１．計画期間内に取組む森林整備 ---------- 13
２．前期５カ年と後期５カ年の取組み ---------- 16

第６章　推進に向けて
１．森林整備実施計画の進捗管理と計画の点検・見直し ---------- 17
２．多様な主体との連携の枠組みづくり ---------- 17

第１章　計画の趣旨等

１．策定の趣旨

本町の森林・林業をめぐる歴史としては、古くは、個々の住居で使用するエネルギー資源となった薪炭林としての利用が多く見られていました。また、府内最大の森林面積を有するものの、森林の主な様相はマツ林とともに、クヌギやコナラが主林木となった広葉樹林で、人の暮らしとの関わりが保たれた里山林が町域全体に広がっていた。

このような里山林に変化が生じた事象として、昭和 50 年代に我が国で広がった松くい虫による被害で、町内のマツ林にも見る見るうちに被害が及んだ。

こうした時期に符合して、昭和 55 年に林野庁が制度を創設した林業振興地域整備計画制度を大阪府と連携して適用し、松くい虫被害対策のほか、特用林産振興対策事業や林業構造改善事業、林道整備事業等を実施する計画を策定し、各般の事業を執行してきた経過がある。

その後、昭和 58 年の森林法の改正により制度化された市町村森林整備計画制度を受けて、本町が「能勢町森林整備計画」を策定してきている。

こうした経過がある中で、国が令和元年度から全国の自治体に交付を開始した森林環境譲与税の予算執行を本町においても実施することとなった。

本町における法律に基づく森林・林業の行政計画としては、森林整備計画のみであるが、本計画は、町内の森林のゾーニングの考え方と個々のゾーニングに応じた森林施業の基本的な方針を示すことが主となっており、森林整備を進めるうえでの具体的な事業を想定した計画にはなっていない。

そこで、今般、本町に交付される森林環境譲与税はもとより、大阪府が実施する森林整備関係事業も含め、森林整備に充てられる財源を念頭に、10 年間を期間とする森林整備の実施根拠とする「能勢町森林整備実施計画」（以下、「実施計画」という）を策定するものである。

２．町の他計画との関係性

令和４年７月に策定した第６次能勢町総合計画（以下、「総合計画」という）において、「森林資源の保全と活用」は、特に重点的に実施する施策として位置づけている。具体的な取組みとして、「里山活力創造推進事業」による萌芽更新や能勢町の補助を組み込んだ森林整備事業等の事業強化、さらには公共施設等における地域材利用の促進を掲げており、こうした取組については、本実施計画においても計画期間内で取り組む事業として位置づけるものである。

また、令和 6 年 5 月に改定した能勢町地球温暖化対策実行計画においては、当該計画の実現に向けた重点施策の中で、森林吸収源対策として位置づけしている「都市部との連携による森林整備の推進」を掲げているが、その具体化に向けた検討を進めるといった方向性を本実施計画で示している。

さらに、能勢町 SDGs 未来都市計画（2024～2026）においては、里山資源管理の取組方向として、「都市部自治体の森林環境譲与税等による森林整備を積極的に受け入れ、整備した山林の CO2 吸収量を最大化させることでカーボンオフセットの検討等、都市部と能

勢町の双方にメリットがある取組みを進める」と示していることから、地球温暖化対策実行計画との関係性と同様に、本実施計画において具体化に向けた検討を進めることを示している。

本実施計画は、こうした本町の関連計画との整合性を図りつつ、森林整備を具体的に進めていく行動計画の要素を持った計画として位置づける。

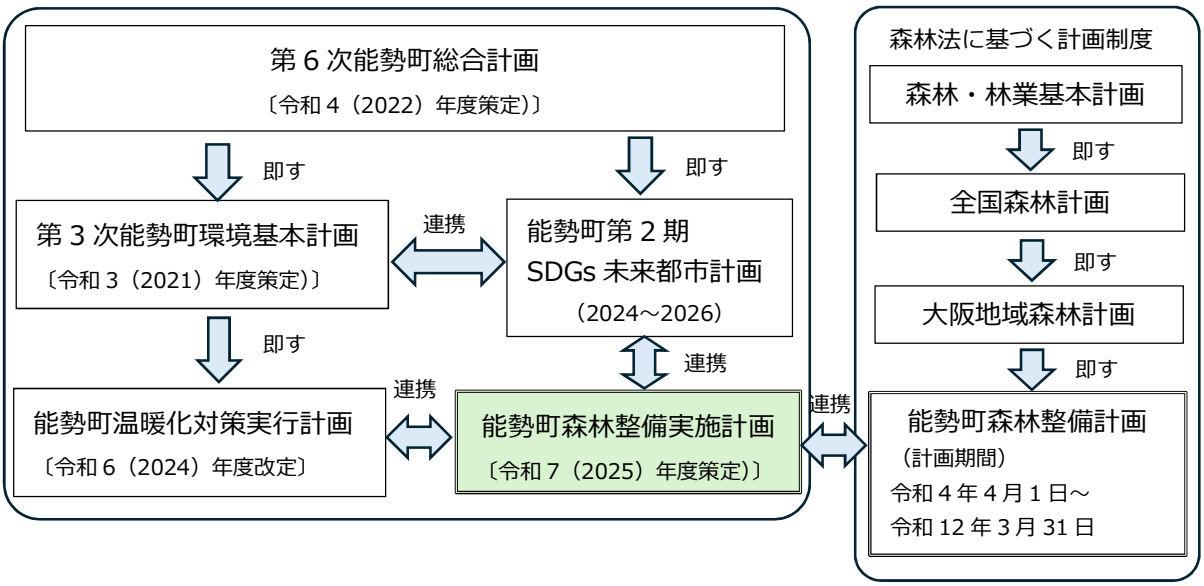


図 1　能勢町の関連計画との関係性（令和 7 年 3 月 31 日現在）

3．計画期間と対象とする森林

（1） 計画期間

計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とする。

ただし、総合計画の期間が、令和 13（2031）年度までとなっていることから、今後、総合計画の改定により、新たな総合計画の内容との整合性が求められる場合には、本実施計画の終了期間を待たずに新たな総合計画を踏まえ、計画の改定を行うこととする。

（2）対象とする森林

本実施計画の対象とする森林は、町内に所在する、森林法第 2・5 条に基づく地域森林計画の対象となる民有林とする。

第２章　現状

１．森林・林業の現状

（１）森林の現状

本町は、大阪府の最北端に位置し、東部は京都府亀岡市、西部は兵庫県猪名川町、南部は兵庫県川西市及び大阪府豊能町、北部は京都府南丹市及び兵庫県丹波篠山市に接している。

本町の森林地域には、深山（標高 791m）、剣尾山（同 784m）、小和田山（同 611m）、歌垣山（同 553m）、三草山（同 564m）といった山があり、大阪地域森林計画の北摂山系の一部を形成している。

また、これらの山域の大部分は、府立北摂自然公園に含まれており、北摂山系から金剛生駒山系、さらに和泉葛城山系までを連絡するおおさか環状自然歩道の北の玄関口となっている。

本町の総面積 9,875ha のうち、森林面積は 7,659ha で総面積の約 78%を占めており、すべて民有林である。そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 2,766ha であり、人工林率は約 36%となっている。

本町の森林には、クヌギやコナラを主体とする広葉樹林が多く見られ、天然林を含む広葉樹林の面積は 2,784ha で、森林全体の約 36%を占めており、人工林率と同程度となっている。

人工林の資源構成を見ると、8 齢級以上の森林が 8 割近くを占めており、今後成熟期を迎えるにあたり適正な管理が必要となっている。

また、本町の森林は、林産物の生産、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等多面的な機能を有し、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついているが、近年、都市住民における森林に対する意識の高まりや、森林地域における豊かな生物多様性への関心が高まる中で、期待される役割も多様化してきている。

こうした町内の森林の特性を踏まえながら、今後も森林の有する諸機能の高度発揮が求められている。



森林と農地が広がる能勢町の景観

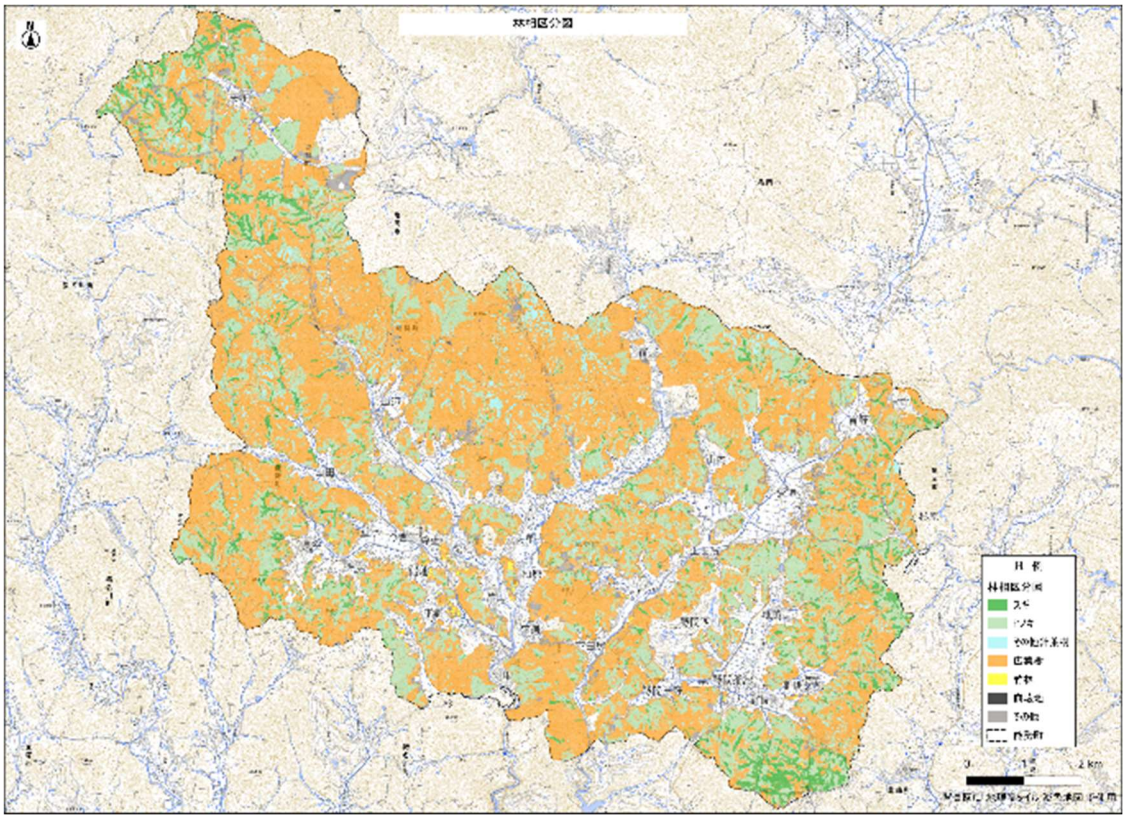


図 2　能勢町の森林の林相区分図

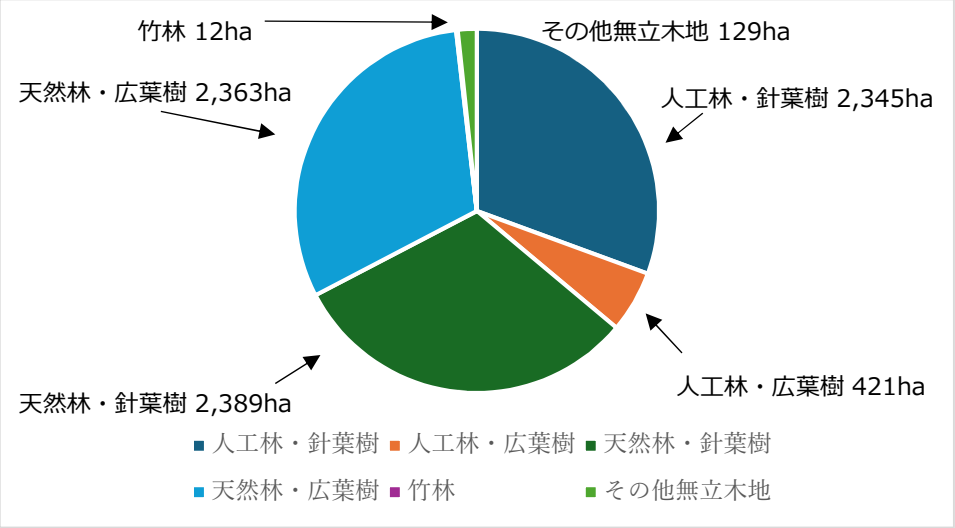


図３　能勢町の森林資源構成表（令和８年２月 27 日現在／大阪府調べ）

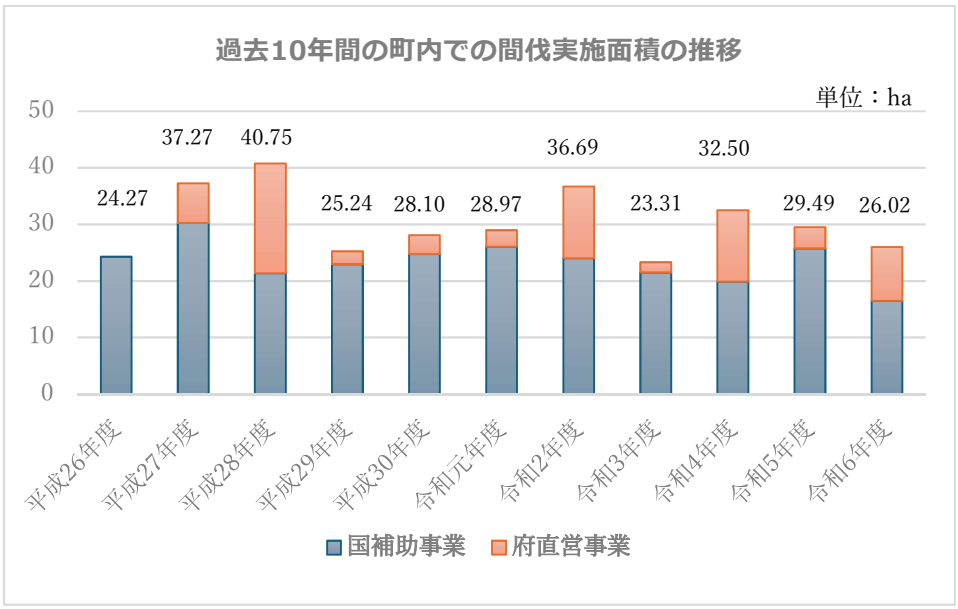


図４　能勢町内での間伐実施面積の推移（大阪府森林組合調べ）

（２）林業の現状

町内での森林整備活動の中心は、スギ・ヒノキの人工林における間伐の実施であるが、過去 10 年間での間伐実施面積の推移を見ると、図 4 のとおり国の間伐対策の補助事業を主体として間伐を推進しているところである。

また、国の間伐対策の補助事業については、林業生産活動のコアエリアとしてまとまりのある森林が 9 団地、906ha あり、これらの森林において、森林組合が事業主体となり、搬出間伐が行われている。

搬出された間伐材は、令和元年度以降、府内の自治体が実施する森林環境譲与税を財源とした木材利用の取組に活用されている。

しかしながら、森林経営計画策定の対象ではないスギ・ヒノキ林では、大阪府が実施する保安林整備を目的とした本数調整のための伐採があるものの、事業規模としては大きくなく、伐採木の搬出も行われていないことから、町内の林業生産活動としては、依然として低調な状況にある。

一方で、本町の「里山活力創造推進事業」などを通じて、町内の広葉樹林から伐採・搬出された木材から森林組合が薪を生産し、近隣の郊外住宅地の薪ストーブユーザー等に販売している。

広葉樹の薪はスギやヒノキの薪に比べ、燃焼時間が長いことから、近年、広葉樹の薪への需要は旺盛な状況にある。

また、江戸時代からの長い歴史を有する能勢産のクヌギ材を使った菊炭の生産も 1 事業者のみではあるが現在も続けられている。

町内には、28 路線、総延長約 24 ㎞の林道が通っており、すべての路線が本町の管理である。

林道の路線形態としては、林道間をネットワークする路線は無く、行き止まり型の林道である。

作業道は、30 路線、総延長が約 40 ㎞整備されており、森林組合が管理している。



森林経営計画策定森林での間伐作業





能勢産の薪



能勢産の菊炭

2．生物多様性の現状

本町は、大都市近郊に位置するにもかかわらず、希少な生きものが多数生息・生育し、大阪府のレッドリスト 2014 に掲載の絶滅危惧種の植物が 66 種（府内全体の約 3 割）、昆虫類が 92 種（府内全体の約 7 割）生育、生息しており、保全上極めて重要な地域となっている。

こうした生物多様性をめぐる高いポテンシャルを踏まえ、府が 2014 年にレッドリストの策定とあわせて、「日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域」を「大阪府生物多様性ホットスポット（府内 55 箇所）」を選定しているが、本町では府内市町村の中でも最多の 6 箇所がホットスポットに選ばれている。

そのホットスポットの中でも長谷地区の三草山と地黄地区の地黄湿地では、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会が 30 年に及ぶ長きにわたりボランティア参加者を募集しながら、貴重な動植物の保護やその生息・生育に欠かせない自然環境の保全に取り組んでいる。

また、全国の 665 自治体を対象に都市域の生物多様性の豊かさなどについて調査し、2016 年に公表された「全国の優れた生物多様性自治体ランキング」で 1 位に位置づけられるなど、国内でもトップクラスの生態系の豊かさを備えている自治体として評価されている。

このような本町の豊かな生物多様性は、300 年にも及ぶ歴史ある栗栽培やクヌギ材を利用した菊炭生産をはじめとする「里山」を活用した農業や林産業を通じて、多様な生きものの生息環境が維持されることで培われてきた。

さらに、本町の里山は、今なお人々によって管理・利用され、生物多様性だけでなく、本町独特の里山景観の維持につながっている。





町内の里山の風景



希少な蝶・ヒロオビミドリシジミ



町の花・ササユリ

第３章　課 題

１．森林・林業の課題

本町の森林は、林産物の生産、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等多面的な機能を有し、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。人工林のうち約 6 割が 8 齢級以上の森林であることから、今後成熟期を迎えるにあたり適正な管理が必要となっており、森林整備を進めるうえでは作業路等の林内路網の整備の充実も重要となってきている。

一方で、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷、経営コストの増大など林業をとりまく状況の悪化により、手入れ不足の人工林や利用されない里山林が増加しており、こうした問題は公益的機能の低下につながり、町民の生活に大きな影響を及ぼすおそれがある。

また、森林所有者の所有森林への関心の低下とあいまって、町内に在住する所有者の減少により、森林の境界が不明瞭な箇所も増加しつつあるなど、森林の整備において大きな支障となってきている。

さらに、町内ではシカの生息頭数の増加が深刻な問題となっており、植林の際には、食害から守るための保護柵の設置が欠かせず、造林コストの増嵩といった影響が生じているほか、森林の下層部の植生もシカの不嗜好な植物だけが残っている森林も多く見られる状況にある。こうした森林の下層植生の貧困化は林地の土壌の裸地化を進行させており、降雨時の土砂流出による自然災害の発生リスクを高める要因になっている。

２．生物多様性をめぐる課題

豊かな生物多様性を育んできた能勢町の里山ではあるが、農家の減少や高齢化、そして林産物の需要の低下に伴い、管理や利用されずに放棄される里山が増加している。 本町では山の斜面地、民家の裏山に多く生育するクリ林においても管理放棄された箇所が散見されてきており、クリ林では、林床の草刈りが行われなくなることで林の藪状化が進行し、特徴的な草地性の植物や昆虫などが見られなくなりつつある。

また、クヌギ・コナラ林では、木が伐採されないことで林内が暗くなり、明るい林内に生息・生育してきた生きものが見られなくなってきている。

さらに、近年の獣害の顕在化も問題で、前述したシカの食害から守るための植林時の防護柵の設置では、スギやヒノキ、クヌギ等の苗木だけでなく、栗栽培においては欠かすことのできないクリの苗木の植栽においても同様に防護柵の設置が必要となっており、栽培コストの増嵩につながることから栗栽培農家の大きな負担となっている。

加えて、シカによる下層植生の食害は、林内に生育・生息する生きものの貧困化も招いている。

これまでは当たり前のように受け継がれてきた、豊かな生物多様性を育んでいる里山資源が、このままでは次世代に継承されず失われていくことが危惧される状況にある。



管理がされず藪状化した雑木林



管理放棄されたクリ林



シカが食べないアセビだけが林床に残る林

第４章　森林整備の基本方針等

１．目標とする森林（目標林型の設定等）

能勢町森林整備計画や大阪府森林整備指針を総合的に踏まえ、今後森林経営計画を策定するに値するポテンシャルを有する森林はもとより、公益的機能の低下または機能の高度発揮が阻害されている森林、さらには周辺に集落や公道があり防災上適切な森林整備の実施が求められる森林などを抽出し、それらの森林の現状と目標林型を設定し、中・長期的な誘導手段を表1 に示す。

表1　目標林型設定表

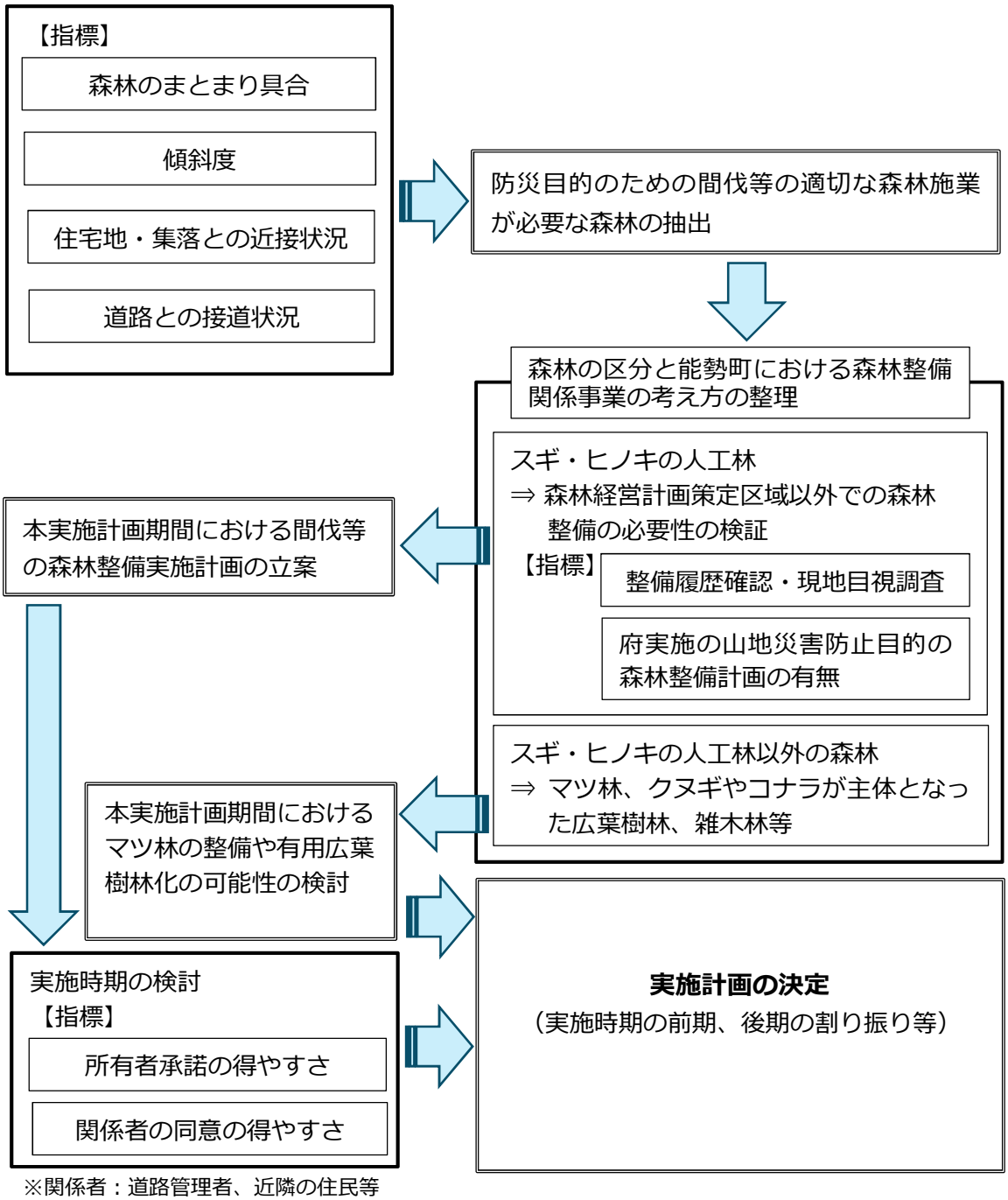
現状	区分	目標林型	中・長期的な誘導方向	対処方策の例
人工林	林業適地	用材確保のためのスギ・ヒノキ人工林育成	間伐、主伐更新	間伐対策補助事業導入、未導入地にあっては財源余力に応じて導入検討
	林業不適地	スギ・ヒノキ人工林の健全化 広葉樹林化	防災目的人工林整備 （間伐・本数調整伐） （危険木・枯損木処理）	府直営森林整備事業による間伐・本数調整伐実施 森林環境譲与税、町の財源の活用
天然林	自然歩道沿い	安全、良好な景観形成	歩道周辺の森林整備 （危険木・枯損木処理）	府の自然公園整備事業実施の検討 森林環境譲与税、町の財源での森林整備の検討 獣害対策にも資するバッファゾーン整備の検討
	林道沿いの用材林	生産林 （広葉樹林）	薪材・炭材等用材生産 更新伐	町の財源での森林整備の検討 獣害対策にも資するバッファゾーン整備の検討
	道路沿いではない	広葉樹林		獣害対策にも資するバッファゾーン整備の検討
竹林	管理された竹林	竹林管理の継続	竹林の間伐	現状町内には対象となる竹林は見受けられない
	竹藪	藪状態の解消 広葉樹林化	竹林の間伐 皆伐後の広葉樹植栽	現状町内では竹林拡大の様子は見受けられない

2．森林整備の基本方針

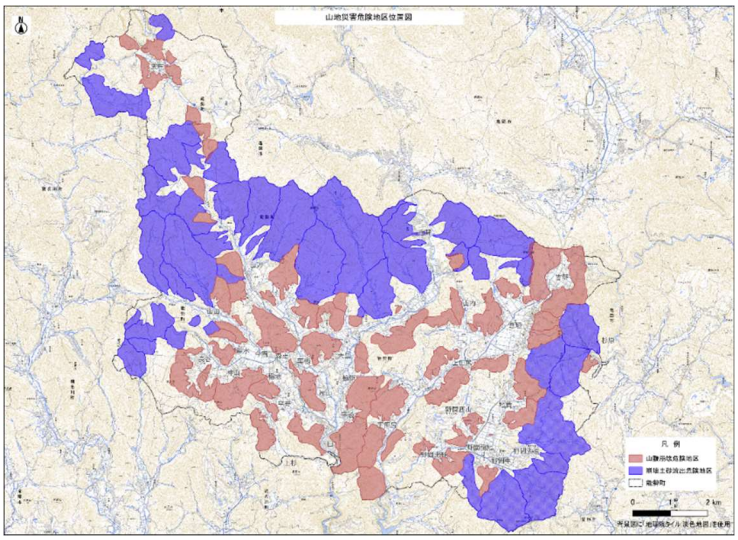
本実施計画における森林整備は、能勢町森林整備計画で示している森林整備の基本的な考え方と同様に、間伐を重点的に実施することを基本方針とする。

また、整備を進めるための事業については、国の補助事業のほか、府の治山関係事業や保安林整備事業を積極的に活用するとともに、本町の森林環境譲与税を財源とした事業（以下、「森林環境譲与税事業」という）により計画的に間伐等の森林整備を推進していくこととし、以下に、本実施計画において今後進める森林整備の検討手順に関しての考え方を図５で示す。

〔図５　森林整備実施計画の検討手順等〕



※関係者：道路管理者、近隣の住民等



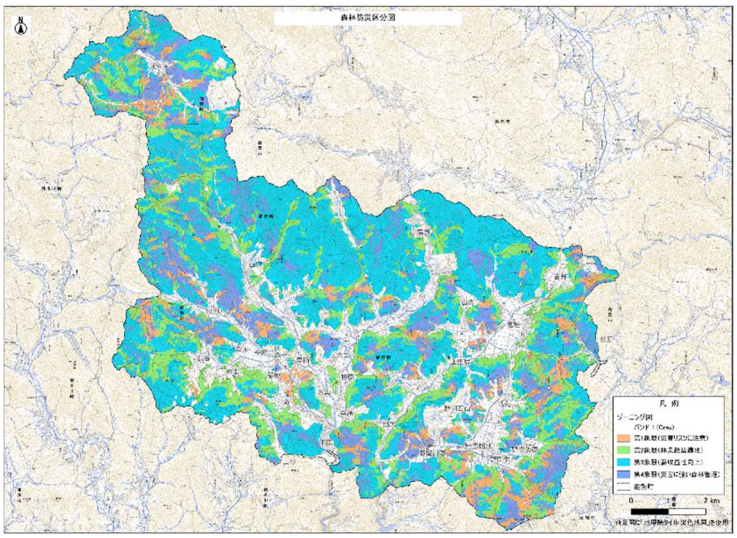


図６　能勢町の山地災害危険度が分かる図面を添付

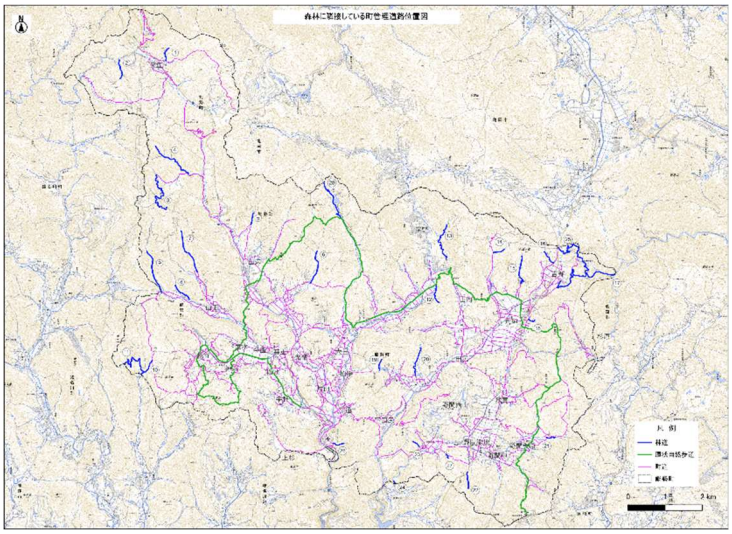


図７　能勢町内の公道・林道の路線が分かる図面を添付

第５章　森林整備の取組み

１．計画期間内に取組む森林整備

本森林整備実施計画の計画期間内で取り組む森林整備としては、第 4 章の 2 の森林整備の基本方針で示した考え方に基づき選定を行った結果、下表で示す未整備人工林における間伐実施を中核的な取組みとする。

表 2　未整備人工林における間伐実施の対象林班

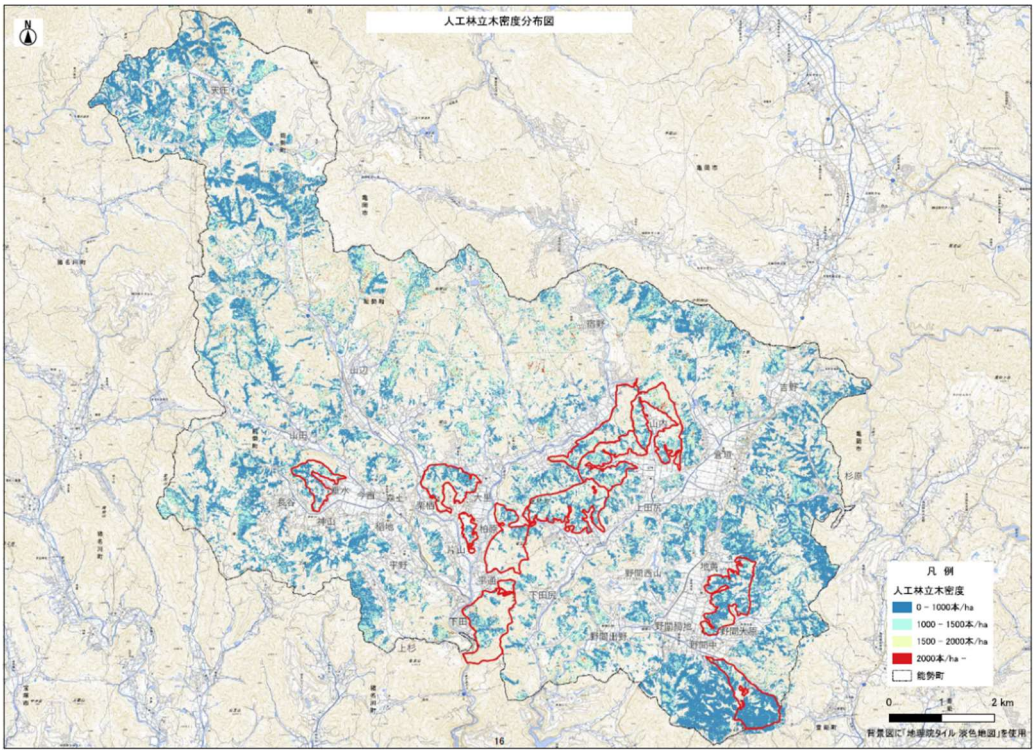
整備の対象となる林班（地区）	整備の内容	人工林面積（ha）
12 林班（垂水）	間伐	18.0
43 林班（大里他）	間伐	25.4
52 林班（宿野）	間伐	18.9
54 林班（柏原他）	間伐	17.6
55 林班（平通）	間伐	24.2
56 林班（山内）	間伐	24.4
57 林班（山内）	間伐	28.0
73 林班（下田尻）	間伐	33.9
79 林班（野間中）	間伐	53.0
87 林班（地黄）	間伐	44.9
計		288.3

表 2 で示す 10 の林班全体の人工林の合計面積は、288.3ha となるが、森林経営計画策定や府直営の間伐・本数調整伐の事業対象地から外れる区域であることから、これら人工林の整備については、町の森林環境譲与税を活用することを基本とし、加えて整備メニューである間伐の作業実施前に伐採率や伐採区域の決定等を行う森林調査業務を実施する。

また、町内で実施される森林整備としては、府直営による間伐や本数調整伐を行う森林整備事業がある。府直営の事業については、令和 7 年度に府が策定される「大阪府森づくり推進アクションプラン」を基に、今後、10 年を期間として間伐等の実施計画をまとめられる見込みであることから、本森林整備実施計画策定後において府から年度別の整備計画の提示を受け、随時府が実施する直営の森林整備事業との調整を進めていくこととする。さらに、平成 20 年度から町が事業化している手つかずの里山において更新伐を実施している里山再生事業については、今後も引き続き適所において事業を継続することで管理されずに藪状化した里山の再生に取り組んでいく。

一方で、町内の森林の整備に関しては、未整備人工林における間伐実施以外に、下記に示す森づくりの取組みについても検討が必要であることから、今後、本森林整備実施計画の期間中、関係者との協議を進めるとともに、緊急度等も勘案しつつ、取組み方向について検討していくこととする。また、計画策定に際しては、該当地域の森林関係代表者へ電話で概要を説明し、森林整備の方向性について理解をいただいた。施業の実施にあたって

は、事前に森林調査を実施し、その結果を踏まえたうえで所有者承諾の手続きを行う。



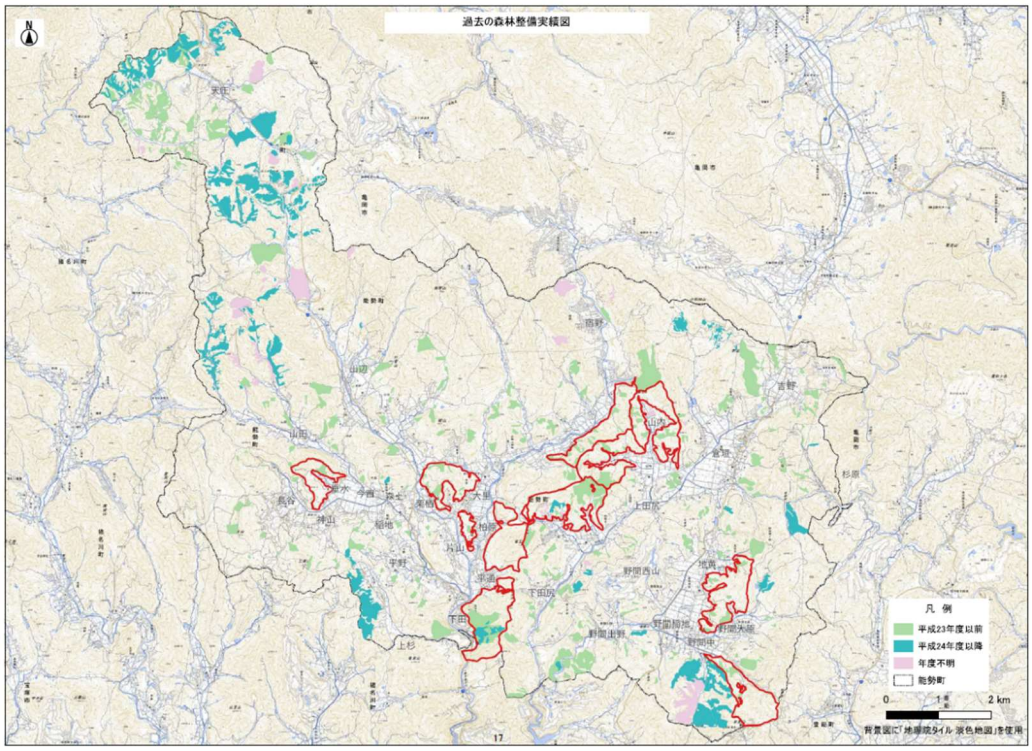


図８　表２：未整備人工林における間伐実績の対象森林・過去の森林整備実績

〔未整備人工林の間伐実施以外に今後検討していく森づくりの取組み〕

▶都市部自治体との連携による森づくり

〔検討の視点〕・友好交流や CO2 削減の貢献に資する森林整備に関する協定を締結している近隣の都市部自治体を中心に、大阪府や都市部自治体の協力を得つつ、アドプトフォレスト制度の活用も念頭に企業の森づくりの可能性を探る。

▶有用な広葉樹の造成・育成による里山林再生の森づくり

〔検討の視点〕・現行の里山活力創造推進事業の継続実施とともに、「都市部自治体との連携による森づくり」と連動するかたちで、都市部自治体や企業等に有用な広葉樹の造成などに協力いただくための適地の探索を進める。



森林組合実施の有用広葉樹の植栽地（山辺地区）



事業実施前後

里山活力創造推進事業の事業地（天王地区）

▶クリ林の保全やマツ林の保全・再生に資する森づくり

〔検討の視点〕・町の独特な里山景観を形成するクリ林の保全に向けては、管理放棄されたクリ林・栗園と栗栽培に意欲のある都市住民等とのマッチング活動を担っている関係団体の活動方向を見据えて、クリ林の保全に資する行政支援策を検討していく。



町内の管理された栗園

・町内のマツ林については、昭和 50 年代の松くい虫被害の拡大によりマツ林自体が著しく減少し、その後も一部自然更新しているマツも見られるものの管理放棄された状態にあることから、マツタケ生産の復興も視野に入れ、不用木の伐採や地掻きなどを行うマツ林再生のモデルづくりについて町内の適地での実施を検討する。

▶自然歩道沿線の環境改善につながる森づくり

〔検討の視点〕・府が令和７年度に府内の山岳エリアの利用促進を目的として「山のおもてなし基本構想」を策定されるが、今後、この構想を基に府が進める自然歩道等の再整備などと連携し、町内の自然歩道沿線での森林環境の改善に資する森林整備の必要性等について府と協調しながら確認・点検していく。

▶森林の育成を阻害する獣害の防止に有効な施策・事業を検討していく。

▶木材資源活用案を検討していく。

2．前期 5 カ年と後期 5 カ年の取組み

前述の「計画期間内に取組む森林整備」において当該計画の期間内に町の森林環境譲与税を活用して進める未整備人工林での間伐実施計画を示しているが、この 10 カ年間の計画を前期 5 カ年、後期 5 カ年に仕分けた計画については、下の表 3 及び表 4 のとおりである。

表 3　前期 5 カ年の未整備人工林での間伐実施計画

整備対象林班（地区）	整備内容	前期で実施する理由等
12（垂水）	間伐	・この 5 箇所については、町内の未整備人工林の中でも防災効果や作業効率などの観点から優先度が最も高いと判断 ・左記の林班について毎年度 10ha 程度の間伐を実施
54（柏原他）	間伐	
55（平通）	間伐	
56（山内）	間伐	
87（地黄）	間伐	

※本表は整理上の順に記載しており、優先順位を示すものではありません。施工順は関係者協議のうえ適宜決定します。

表 4　後期 5 カ年の未整備人工林での間伐実施計画

整備対象林班（地区）	整備内容	後期で実施する理由等
43（大里他）	間伐	・この 5 箇所については、町内の未整備人工林の中でも前期 5 カ年での計画地に次いで防災効果や作業効率などの観点から優先度が高いと判断 ・左記の林班について毎年度 10ha 程度の間伐を実施
52（宿野）	間伐	
57（山内）	間伐	
73（下田尻）	間伐	
79（野間中）	間伐	

※本表は整理上の順に記載しており、優先順位を示すものではありません。施工順は関係者協議のうえ適宜決定します。

未整備人工林での間伐実施にあたっては、事業地の森林所有者の事業への同意を得ることや事業地周辺の集落、住宅地への事業実施に関する周知等の取組みが必要となるが、毎年度の事業実施前に行う外部委託による事業地の測量及び伐採木の選定等の作業と事業の詳細計画の作成と併行して関係者との合意形成を図っていく。

また、里山活力創造推進事業については、前期 5 カ年の整備計画としては表 5 のとおりである。

表 5　前期 5 カ年で里山活力創造推進事業の実施が見込める場所等

整備対象林班（地区）	整備内容	整備面積（ha）	備 考
32 林班（天王）	更新伐	毎年度 1ha 程度で 2 カ年度実施	・33 林班についてはアドプフォレストの候補地とする
33 林班（天王）	更新伐	毎年度 1ha 程度で 3 カ年度実施	

里山活力創造推進事業では更新伐を実施しているが、アドプトフォレスト制度により企業が植栽を行いたいとの希望が出された場合には里山活力創造推進事業により更新伐を実施した区域で植栽が可能と見込まれる区域をアドプトフォレストの対象地とすることも検討していく。

第６章　推進に向けて

１．森林整備実施計画の進捗管理と計画の点検・見直し

本森林整備実施計画の進捗管理については、毎年度実施の各般の森林整備事業の実績の把握とともに、事業実施効果を検証しつつ、次年度の事業実施計画の立案に活かしていく。この際、町内の森林整備をめぐっては、府が毎年度に実施する府直営の森林整備事業の実施内容と調整が必要であることから、毎年度の年度当初と夏頃を目途として年 2 回、府北部農と緑の総合事務所と「森林整備事業関係調整会議」を開催し、事業の内容や事業場所等について確認、調整を行うものとする。

また、本森林整備実施計画については、基本 5 年ごとに計画内容の点検・見直しを行うこととし、この見直しにあたっても府と見直しする内容について情報提供するとともに、府直営の森林整備事業の動向等について教示いただき、必要があれば計画内容に反映していくこととする。

〔府との「森林整備事業関係調整会議」の開催と調整事項等〕

開催時期	調整事項
年度当初（4 月～5 月頃）	►当該年度に実施する事業の実施スケジュール ►事業内容の確認
夏頃	►当該年度の事業進捗の確認 ►次年度の事業実施内容（作業種、規模、実施場所、実施スケジュール等）の確認、調整

２．多様な主体との連携の枠組みづくり

本森林整備実施計画において計画期間内で取り組むことを視野に入れ、事業化等について検討していく「都市部自治体との連携による森づくり」や「広葉樹の造成・育成による里山林再生の森づくり」、さらには「クリ林の保全やマツ林の保全・再生に資する森づくり」、

「自然歩道沿線の環境改善につながる森づくり」については、案件ごとに関係者が異なることや町においては技術的な知見も乏しいことから他の自治体や学識経験者、民間企業、森林組合をはじめ森づくり活動を実践する団体組織など、多様な主体と連携し、事業化についての検討を行っていく必要がある。

このためには、案件ごとに関係組織・団体等との意見交換や技術的助言の取得が可能となる体制の構築を図ることが重要であることから、本森林整備実施計画策定後、案件ごとに連携・協力を求めていく関係組織・団体、個人を選択するとともに、町としての取組の方向性に関する試案の作成に努めることとする。